

入札説明書

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦

下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 整備器材等保管用テント倉庫
- (2) 納地（履行場所） 航空自衛隊新田原基地
- (3) 納期（履行期限） 令和7年3月31日
- (4) 契約方法 確定契約

2 入札日時 令和6年10月4日 9時00分

3 入札方式 一般競争入札

4 入札場所 航空自衛隊新田原基地司令部庁舎1F入札室

5 参加資格

- (1) 令和4・5・6年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (3) 防衛省 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と

- (4) 同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金：免除、契約保証金：免除

8 契約書等作成の必要の有無 有

9 説明会 なし

10 契約条項を示す場所 航空自衛隊新田原基地会計隊契約班及び新田原基地ホームページ

11 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約（請書）条項の物品売買契約（請書）条項、役務供給契約（請書）条項及び適用契約条項の関係条項による。

12 その他

- (1) 第5項の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。
- (3) 入札参加希望者は、下記連絡先まで一報の上、入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを会計隊契約班に提出すること。（FAX可とする。）
- (4) 入札に代理人が参加する場合は、委任状（随意様式）を提出すること。
- (5) 郵便入札を可とする。その際は、入札日前日必着（土日祝日を除く。）とする。
- (6) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

〒889-1492 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581

航空自衛隊新田原基地 第5航空団会計隊契約担当：緒方

TEL 0983-35-1121（内線）5734 FAX 0983-35-1805（直通）

入 札 ~~(見積)~~ 書

貴通知・公告に対し、入札及び契約心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦 殿

令和 6 年 10 月 4 日

住所、会社名、代表者名

納 期（ 履 行 期 限 ）	令和7年3月31日	納 地（ 履 行 場 所 ）		航空自衛隊新田原基地		
品 名(件名)	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
整備器材等保管用テント倉庫	仕様書のとおり	式	1			
	以下余白					
内訳						
テント倉庫(北)		棟	1			
テント倉庫(南)		棟	1			
設置費		式	1			
入札 (見積) 金額	¥					

委任状

令和6年10月4日

契約担当官

航空自衛隊第5航空団

会計隊長 越智 靖彦

殿

(委任者)

住 所

会 社 名

代 表 者

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

1 件名 整備器材等保管用テント倉庫

2 納地（履行場所） 航空自衛隊新田原基地

(代理人)

住 所

氏 名

市価調査書

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦 殿

令和 6 年 9 月 27 日

住所、会社名、代表者名

納期（履行期限）	令和7年3月31日	納地（履行場所）		航空自衛隊新田原基地		
品名(件名)	規格	単位	数量	単価	金額	備考
整備器材等保管用テント倉庫	内訳書のとおり	式	1			
	以下余白					
二六杜（見積）金額	¥					

内 訳 書

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
テント倉庫(北)	仕様書のとおり	1	棟			
テント倉庫(南)	〃	1	棟			
基礎部	〃	1	式			2棟分
骨組	〃	1	式			〃
配電盤	〃	1	式			〃
換気扇(強制式)	〃	1	式			〃
コンセント	〃	1	式			〃
搬出入口	〃	1	式			〃
アルミサッシ窓	〃	1	式			〃
LED照明	〃	1	式			〃
搬出入口上部庇(雨樋付)	〃	1	式			〃
ガラリ	〃	1	式			〃
消防設備	〃	1	式			〃
スロープ	〃	1	式			〃
アルミドア	〃	1	式			〃
諸経費	直接物品費、業務管理費、一般管理費	1	式			
合 計						
	以下余白					

航空自衛隊仕様書					
仕様書の種類	内容による分類		装備品等仕様書		
	性質による分類		個別仕様書		
物品番号	7601-5410-NL6265-08-001		仕様書番号		
品名又は件名	整備器材等保管用 テント倉庫		新基LPS-B54004		
			承認	令和6年 7月26日	
			作成	令和6年 7月25日	
			改正	令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
			作成部隊名	第5航空団 整備補給群本部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊新田原基地における整備器材等保管用テント倉庫（以下“テント倉庫”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2による。

1.3 種類・規格

種類・規格は、表1によって示す他は、別図によって指定する。

表1 種類・規格

単位 mm

種類	全幅	全長	軒高	搬出入口	
				幅	高さ
テント倉庫（北）	23 000	52 000	5 500以上	5 000±500	4 000以上
テント倉庫（南）	23 000	54 000	5 500以上	5 000±500	4 000以上

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

NDS Z 8011 角形銘板

b) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

c) 法令等

消防法（昭和23年法律第186号）

テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成14年国土交通省告示第667号）

建築基準法（昭和25年法律第201号）

分類番号：E-10-124

作成年度：2024年度

保存期間：5年

枚数：7枚

保存期間満了時期：2030. 3. 31

開示判断：開示

品名又は件名

整備器材等保管用テント倉庫

- 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
 建築基準法施行規則（昭和25年省令第40号）
 消防法施行令（昭和36年政令第37号）
 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）
 d) 公共建築統一基準（国土交通省大臣官房庁営繕部監修，公共建築協会編集）
 公共建築工事標準仕様書（建築工事編），（電気設備工事編）
 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤検査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件（平成13年国土交通省告示第1113号）
 建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める等の件（平成12年建設省告示第1347号）
 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
 e) 地盤調査報告書（航空自衛隊新田原基地）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は，消防法，膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件及び公共建築工事標準仕様書（建築工事編），（電気設備工事編）これらの関連規則（以下“規則”という。）を遵守するほか，製造者が，規定する仕様及び社内規格による。

テント倉庫は，整備器材等の保管のためのものとし，詳細は本仕様書によるものとする。

2.2 構成

構成は，表2のとおりとする。

表2－構成

番号	構成品名	数量
1	テント倉庫	2棟
2	基礎部	2棟分
3	骨組	2棟分
4	膜材	2棟分
5	配電盤	2棟分
6	換気扇（強制式）	4箇所×2棟分
7	コンセント	2箇所×2棟分
8	搬出入口	2箇所×2棟分
9	アルミサッシ窓	4箇所×2棟分
10	LED照明	2棟分
11	搬出入口上部庇（雨樋付）	1箇所×2棟分
12	ガラリ	4箇所×2棟分
13	消防設備	一式（2棟分）
14	スロープ	1箇所×2棟分
15	アルミドア	1箇所×2棟分

2.3 外観・形状

外観・形状は、別図のとおりとするほか、規則による。細部は、承認図面等による。

2.4 材料・機能・性能

材料・機能・性能は、次によるほか、規則による。細部は、承認図面等による。

a) 基礎部 基礎部は、次による。

- 1) 10 t フォークリフト（車両重量 14 380 k g + 積載物 10 000 k g = 24 380 k g）の乗入れに耐えうるものとする。
- 2) 独立基礎又は布基礎とする。
- 3) 地盤調査報告書（航空自衛隊新田原基地）を基に、地盤の長期地耐力が法令に合致するよう地盤改良を実施する。

b) 骨組 骨組は、次による。

- 1) 構造は、鉄骨構造とする。
- 2) 構造強度は、規則によるほか、納地における条例等による。
- 3) 屋根の形状は、切妻型とする。
- 4) 塗装は、下塗りをアルキド樹脂系プライマー、上塗りをアクリル系変性アルキド樹脂塗料とする。

c) 膜材 膜材は、次による。

- 1) 本体のカバー膜材は、ガラス繊維基布にポリ塩化ビニール樹脂を両面ラミネートをし、建築膜材とし、国土交通大臣認定を受けたものとする。
- 2) 本体の色は、納地における条例等による場合を除き、グレーを基準とする。

d) 配電盤 配電盤は、次による。

- 1) 照明及び外部電源を最大に使用した場合の電力量に耐えうること。
- 2) 設置場所は、各倉庫とする。

e) 換気扇 換気扇は、次による。

- 1) 強制式とする。（500 φ：3相 200 V）
- 2) 設置位置は、別図に示す位置とし、天井とする。

f) コンセント コンセントは、次による。

- 1) 単相 100 V の 2 口コンセントとする。
- 2) 設置位置は、別図に示す位置とし、手が届く位置とする。

g) 搬出入口 搬出入口は、次による。

- 1) サイズを W 5 000 ± 500 mm × H 4 000 mm 以上とし、構造はシートハンガードアとする。
- 2) 設置位置は、別図に示すとおり、各倉庫東側及び西側中央とする。

h) アルミサッシ窓 アルミサッシ窓は、次による。

- 1) サイズを W 1 700 ± 200 mm × H 905 ± 200 mm とし、その他の構造は、製造者が規定する仕様及び社内規定による。
- 2) 設置位置は、別図に示すとおり、各倉庫北側及び南側とする。

i) LED照明 LED照明は、次による。

- 1) 夜間においても荷物の運搬が可能な明るさを保持し、その他は、製造者が規定する仕様及び社内規定による。

- 2) 設置位置は、天井とする。
- j) ハンガードア上部庇 ハンガードア上部庇は、次による。
- 1) 製造者が規定する仕様及び社内規定による。
 - 2) 設置位置は、東側及び西側搬出入口上部とする。
- k) ガラリ ガラリは、次による。
- 1) サイズを W 740±100 mm×H 1 180±100 mmとし、その他は、製造者が規定する仕様及び社内規定による。
 - 2) 設置位置は、別図に示すとおり、各倉庫東側及び西側とする。
- l) 消防設備 消防設備は、次による。
- 消防設備は、消防法を遵守するほか、製造者が規定する仕様及び社内規定による。
- m) スロープ スロープは、次による。
- 1) 10 t フォークリフト（車両重量 14 380 k g + 積載物 10 000 k g = 24 380 k g）の乗入れに耐えうるものとする。
 - 2) 製造者が規定する仕様及び社内規定による。
 - 3) 設置位置は、別図に示すとおり、東側搬出入口とする。
- n) アルミドア アルミドアは、次による。
- 1) サイズを H 2 000±100 mm×W 850±100 mmとし、その他は、製造者が規定する仕様及び社内規定による。
 - 2) 設置位置は、別図に示すとおり、各倉庫東側とする。

2.5 製品の表示

製品の表示は、C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の 2.4 調達品等一般共通仕様書によるほか、外側の見える位置に N D S Z 8 0 1 1 の 1 種銘板を取り付ける。細部は、承認図面等による。

2.6 保守

契約の相手方は、2.7 f) に示す設置完了日から 1 年の間、設置時における状態を維持するために適切な保守を行うものとする。

なお、明らかな官側の故意又は過失による障害については、保守の対象外とする。

- a) 障害発生時には、緊急に電話連絡がとれ、迅速に復旧対応できる保守体制が確立されているものとする。また、保守の連絡先、対応時間及び現地派遣の場合の要員の連絡先を記載した保守連絡先一覧表 2 部（様式任意）を作成し、契約担当官等に提出するものとする。
- b) 保守の窓口は一元化し、ワンストップサービスで行うものとする。
- c) 保守の提供時間は、平日の課業時間内（8 時 1 5 分から 1 7 時を基準）とする。
- d) 障害復旧要請は、電話、F A X 又は電子メール（以下、“電話連絡等”という。）のいずれかの方法で実施するものとし、契約の相手方は、交通事情、天候等、その他契約の相手方の責に帰しがたい場合を除き、速やかに要員を派遣し、復旧に当たるものとする。ただし、電話連絡等で障害の復旧が可能である場合は、この限りではない。
- e) 契約の相手方は、保守作業を行った際は、実施日、作業者名、実施場所、作業内容等を記載した保守作業報告書（様式任意）1 部を監督官等の確認を得た後、契約担

品名又は件名

整備器材等保管用テント倉庫

当官等に提出するものとする。

2.7 1次電源の引込

1次電源の引込は埋設工事とし、配電盤の設置位置は、各倉庫東側搬出入口付近とし、細部は、承認図面等による。

2.8 作業場所・時期・担当者

- a) 作業場所は、宮崎県児湯郡新富町新田 19581 航空自衛隊新田原基地 第1訓練場 東側とする。
- b) 時期は、契約締結後から令和7年3月31日までとする。
- c) 担当者は、第5航空団整備補給群本部 基準訓練班 施設係とする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査事務処理要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、C&LPS-Y00007によるほか、商習慣による。

5 その他の指示

5.1 工程表・承認図面等

契約後速やかに、工程表及び2.3, 2.4, 2.5, 2.7その他の必要事項について承認用図面等を作成し、監督官等の承認を受ける。

なお、作成及び提出要領は、C&LPS-Y00007による。

5.2 提出書類

契約の相手方の提出書類は、監督官等によって指定する場合を除き、表3及び表4による。

表3－提出書類

番号	名称	数量
1	工程表	1 a)
2	承認用図面等	1 a)
3	作業報告書	1 a)
注 a) 提出先は、契約担当官等とする。		

表4－提出書類

番号	名称	数量
1	取扱説明書	1 b)
2	品質保証書	1 b)
3	保守契約書	1 b)
注 b) 提出先は、契約担当官等とする。		

5.3 建築確認申請

建築確認申請については、確実に実施すること。

6 情報保全

基地へ入門する車両にドライブレコーダーを搭載している場合、入門前にドライブレコーダーの電源を切り、機能の無効化措置を実施するものとする。

なお、ドライブレコーダー機能の無効化措置の履行状況については、監督官に確認を

受けるものとする。

7 その他

7.1 規則及び納地における条例などに基づく関係部署への手続きは、契約後速やかに契約の相手方が実施する。

7.2 電気及び水道

契約の相手方は、本契約の履行に当たり使用する電気及び水道について、契約の相手方が準備することを基準とし、その他必要な場合は、監督官等の指示を受ける。

7.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対して注意喚起する。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずる安全管理を徹底する。

7.4 作業時間

作業時間は、祝休日を除く、1日7時間45分を基準とする。ただし、作業上必要な場合は、監督官等の指示によって作業する。

7.5 その他

- a) 基地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して作業する。万一損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等に報告し、契約の相手方の負担において原形に復旧する。
- b) 基地内への立入りは、日本国籍を有し、日本語で意思疎通ができる者とする。
- c) この仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、検査官に報告し、契約担当官等と協議するものとする。

